

令和6年第2回
美唄市議会定例会会議録
令和6年6月13日(木曜日)
午前10時00分 開会

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 委員長報告
1 議案第34号 調停の申立てについて
[総務・文教]
2 議案第35号 美唄市基金条例の一部
改正の件 [総務・文教]
3 議案第36号 美唄市特定教育・保育施
設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部改正
の件 [産業・厚生]
4 議案第37号 美唄市包括的支援事業
の実施に関する基準を定める条例及
び美唄市指定介護予防支援等の事業
の人員及び運営並びに指定介護予防
支援等に係る介護予防のための効果
的な支援の方法に関する基準を定め
る条例の一部改正の件 [産業・厚生]
5 議案第38号 市道路線の認定及び廃
止の件 [産業・厚生]
6 議案第39号 美唄市字の名称及び区
域変更の件 [産業・厚生]
7 議案第40号 令和6年度美唄市一般会
計補正予算(第2号) [予算審査特別]
第3 議案第41号 美唄市固定資産評価員
選任の件
第4 意見書案第4号 地方財政の充実・強
化に関する意見書
第5 意見書案第5号 令和6年度北海道最

低賃金改正等に関する意見書

- 第6 意見書案第6号 すべての子どもにゆ
たかな学びを保障する高校教育を求
める意見書
第7 意見書案第7号 地方自治法改正案に
関わる意見書
第8 意見書案第8号 ゼロカーボン北海道
の実現に資する森林・林業・木材産業
施策の充実・強化を求める意見書
第9 意見書案第9号 厳しい農業情勢を打
開する改正基本法と関連法案を求め
る意見書
第10 議案第42号 令和6年度美唄市一般
会計補正予算(第3号)

◎出席議員(14人)

議 長	谷 村 知 重 君
副議長	楠 徹 也 君
1番	永 森 峰 生 君
2番	伊 原 潤 司 君
3番	江 川 いつみ 君
4番	海 鉾 則 秀 君
5番	古 賀 崇 之 君
6番	吉 岡 建二郎 君
7番	本 郷 幸 治 君
8番	齋 藤 久美夫 君
9番	山 上 他美夫 君
10番	森 明 人 君
11番	川 上 美 樹 君
13番	松 山 教 宗 君

◎出席説明員

市	長	桜 井 恒 君
副 市	長	土 屋 貴 久 君

総務部長	村上孝徳君
市民部長	児玉ゆかり君
保健福祉部長	猪谷憲恭君
経済部長	佐藤剛司君
都市整備部長	清水真史君
市立美唄病院事務局長	藤井俊禎君
消防長	後藤博昭君
総務部総務課長	平野太一君
総務部総務課長補佐	上村名津美君

教育長	石塚信彦君
教育部長	杉本竜一君

選挙管理委員会委員長	中田礼治君
選挙管理委員会事務局長	堀澤宏史君

農業委員会事務局長	山下康行君
-----------	-------

監査委員	西尾正君
監査事務局長	高橋修也君

◎欠席説明員

農業委員会会長	畑雄二君
---------	------

◎事務局職員出席者

事務局長	門田昌之君
次長	新宗晃君

午前10時00分 開会

●議長谷村知重君 これより、本日の会議を開きます。

この場合、説明員の欠席について、次のとおり通知がありましたので、報告いたします。

農業委員会会長畑雄二君は都合により欠席いたします。

●議長谷村知重君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

2番 伊原潤司議員

3番 江川いつみ議員

を指名いたします。

●議長谷村知重君 次に日程の第2、委員長報告に入ります。

順序1、議案第34号調停の申立てについてないし順序7、議案第40号令和6年度美唄市一般会計補正予算(第2号)の以上7件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

まず、議案第34号及び議案第35号の以上2件について、森総務・文教委員長。

●総務・文教委員会委員長森明人君(登壇)

ただいま議題となりました、議案第34号調停の申立てについて及び議案第35号美唄市基金条例の一部改正の件の以上2件について、総務・文教委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、6月11日、委員会を招集して、審査いたしました。

議案第34号に対する質疑・答弁の主なものについて申し上げます。

土地の明渡しについては、土地賃貸借契約期間満了までに行うのが当然であると考えますが、そうならなかったのはなぜなのか、また、申立ての趣旨の中で、「原状回復の範囲の確定に時間を要し契約期間満了までに明渡しを完

了することができなかった」とあるが、なぜそんなに時間がかかってしまったのか、との質疑に対し、令和4年4月1日に契約した、南美唄小中学校のグラウンドを指定緊急避難所として借りる賃貸借契約について、同年の8月と10月に相手方より契約期間の更新を行わない旨通知があったことから、次年度も契約更新できないかの協議を行っていたものの、12月に更新しないことが確定したことから、本来であれば直ぐに返還の手続をしなければならなかったが、降雪のため原状回復作業が契約期間満了後となってしまった。また、原状回復作業においては、撤去が必要な設置物かどうかを確認するための相手方との打ち合わせに時間を要したことも、明渡しまでに時間がかかった要因となっている、との答弁がありました。

なお、議案第35号に対する質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第34号及び議案第35号の以上2件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。報告を終わります。

●議長谷村知重君 次に、議案第36号ないし議案第39号の以上4件について、齋藤産業・厚生委員長。

●産業・厚生委員会委員長齋藤久美夫君(登壇) ただいま議題となりました、議案第36号美唄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件、議案第37号美唄市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例及び美

唄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正の件、議案第38号市道路線の認定及び廃止の件、議案第39号美唄市字の名称及び区域変更の件の以上4件について、産業・厚生委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、6月11日、委員会を招集して審査いたしました。

結果といたしまして、議案第36号ないし議案第39号の以上4件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。報告を終わります。

●議長谷村知重君 次に、議案第40号について、川上予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員会委員長川上美樹君(登壇) ただいま議題となりました、議案第40号令和6年度美唄市一般会計補正予算(第2号)について、予算審査特別委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、6月12日、委員会を招集して審査いたしました。

結果といたしまして、議案第40号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。報告を終わります。

●議長谷村知重君 これより、議案第34及び議案第35号の以上2件について、一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括質疑を終結いたします。
これより、一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括討論を終結いたします。
これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第34号調停の申立てについて及び議案第35号美唄市基金条例の一部改正の件の以上2件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第36号ないし議案第39号の以上4件について、一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括質疑を終結いたします。
これより、一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括討論を終結いたします。
これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第36号美唄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件ないし議案第39号美唄市字の名称及び区域変更の件の以上4件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第40号について、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第40号令和6年度美唄市一般会計補正予算(第2号)**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

●議長谷村知重君 次に日程の第3、議案第41号美唄市固定資産評価員選任の件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

●市長桜井恒君(登壇) ただいま上程されました議案第41号美唄市固定資産評価員選任の件について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、松田公史評価員が6月13日付けをもって退任いたしますので、本市固定資産評価員として、新たに、児玉ゆかりを選任いたしたく、地方税法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長谷村知重君 お諮りいたします。

ただいま、提案理由の説明がありました議案第41号については、別にご発言も無いようですので、原案のとおり、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第41号美唄市固定資産評価員**

選任の件は、原案のとおり同意することに**決定**されました。

●議長谷村知重君 次に日程の第4、意見書案第4号地方財政の充実・強化に関する意見書ないし日程の第9、意見書案第9号厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める意見書を議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案理由の説明を求めます。

初めに、意見書案第4号ないし意見書案第7号について、4番海鉾則秀議員。

●4番海鉾則秀議員(登壇) ただいま議題となりました、意見書案第4号ないし意見書案第7号につきましては、案文を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきます。

地方財政の充実・強化に関する意見書

令和7年度の政府予算と地方財政の検討に当たり、地方一般財源水準の確保から一步踏み出し、日本全体として求められている賃上げ基調に対応する人件費の確保まで含めた、地方財政の確立に向け、以下の項目について実現することを強く要望します。

記

- 1 社会保障、防災、物価高騰対策、地域公共交通、人口減少、デジタル対策など増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに柔軟に対応し得る地方一般財源の確保を図ること。
- 2 子育て、地域医療の確保、介護や生活困

窮者の自立支援など急増する社会保障ニーズが、一般行政経費を圧迫することから、十分な社会保障関連経費の拡充を図ること。

- 3 地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない自律的な地方財政の確立に取り組むとともに、地方交付税のもつ機能を強化し、段階補正を拡充するなど、人口減少に直面する小規模自治体に配慮した対策を講じること。
- 4 自治体業務システムの標準化・共通化に向けては、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど必要な財源を保障すること。
- 5 保育施設の配置基準や職員の処遇改善、会計年度任用職員の雇用確保や処遇改善などの財政需要を十分に満たすこと。
- 6 「地方創生推進費」として確保されている1兆円について、持続可能な地域社会の維持・発展に向けて、恒久的な財源とすること。
- 7 豪雪地域における道路等の除排雪は、自治体財政を圧迫しています。このため、除排雪費に充当できる国の補助金や特別交付税の交付に当たっては、支出された除排雪費が全てカバーできるように、その算定のしくみを改善すること。
- 8 物価の高騰は、生活者や事業者の営みと共に自治体の事業実施を困難にさせています。こうした現状の著しい変化に対する効果的な財政支援を講ずること。
- 9 地域の活性化・生活者の移動手段の確保に向けて、地域公共交通体系整備について、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意

見書を提出します。

令和6年6月13日

北海道美唄市議会

令和6年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く人の暮らしは昨今の物価上昇で一層厳しく、特に年収200万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも39.6万人と、給与所得者の23.3%に達しています。また、道内の常用労働者216万人（内パート労働者64.7万人）のうち、48万人を超える労働者が最低賃金に張り付いている状況です。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けやすい非正規雇用労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

令和5年8月31日に開催された第21回「新しい資本主義実現会議」において「公労使三者構成の最低賃金審査会で、毎年の賃上げ額についてしっかりと議論していただき、その積み上げにより2030年代半ばまでに、全国加重平均が1,500円になることを目指していく」と述べられています。最低賃金の引上げ金額が低ければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、個人の消費行動にも影響を与え、北海道経済にも悪影響を与

えかねません。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、令和6年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 賃金構造基本統計調査の北海道における短時間労働者の平均時間額や民間の求人時間額などを参考として、最低賃金を大幅に引き上げること。
- 2 設定する最低賃金は、道内高卒初任給時間換算額（時間額1,078円）を下回らない水準に改善すること。
- 3 賃上げの原資確保のため、公正取引を促す「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業拡大を進めると同時に、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を押し進め、最低賃金の大幅引き上げを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年6月13日

北海道美唄市議会

すべての子どもにゆたかな学びを保障する
高校教育を求める意見書

道教委は、「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」に基づき、毎年度、中卒者数減などを理由に、高等学校の募集停止や再

編・統合を行う「公立高等学校配置計画」を進めてきました。これにより道内では公立高校の統廃合が進み、公立高校のない市町村が増加しています。

地元に高校がなくなった子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担が増大するとともに、保護者の経済的負担が大きくなっています。また、子どもの進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化が進み、地域経済や文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。このままでは、「都市部への一極集中」や「地方の切り捨て」など地域間格差が増大し、北海道地域全体の衰退につながることは明らかであります。

道教委は、広大な北海道の実情を鑑み、中学卒業者数の減少期だからこそ少人数でも運営できる学校形態の確立や学級定数の改善を行うなど、地域の高校存続を基本に、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域の意見・要望を十分に反映させた新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要であることから、以下の項目について、強く要望します。

記

- 1 道教委「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」を見直し、地域の教育や文化、経済や産業など地域の衰退を招かないため、少人数でも運営できる学校形態を確立し地域の高校を存続させること。
- 2 すべての道内公立高校の学級定員を30人

以下に引き下げること。

- 3 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃すること。
- 4 障がいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校で学ぶことのできる後期中等教育を保障するため、「地域合同総合高校」の設置など、ゆたかな高等教育を実現するため検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年6月13日

北海道美唄市議会

地方自治法改正案に関わる意見書

政府は、2023年末の第33次地方制度調査会の答申を受け、3月1日、現在開会中の第213回通常国会に、「地方自治体に必要な指示ができる制度（補充的指示権）の創設」を盛り込んだ、地方自治法の改正案を提出しました。

現在、国の指示権は生活保護法や災害対策基本法などの個別法に基づき、人道上の理由や処理の迅速化といった場合に限り発動できますが、改正案では「補充的な指示」の要件となる「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」について、どのような事態を想定しているのか具体的に示されていません。

2000年の地方分権一括法で、国と地方は「対等・協力」の関係になり、国の関与は必要最小限とすることなどが原則となりましたが、

地方自治を制度として保障した憲法の趣旨に反する懸念もあります。

3月1日に閣議決定されて衆議院に提出された改正案は、全国知事会が「国と地方の対等な関係が損なわれるおそれもある」との懸念に配慮し、「事前に自治体の意見を聴く手続き」が盛り込まれたものの、努力義務にとどまり、実効性には疑問が残るため、さらに全国知事会は「国の補充的な指示が地方自治の本旨に反し安易に行使されることがない旨が確実に担保されるよう」求めています。

よって、国と地方自治体の健全な関係を維持、発展させる観点から、政府と国会に対し、「補充的指示権」の運用については慎重を期するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年6月13日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長谷村知重君 次に、意見書案第8号及び意見書案第9号について、13番松山教宗議員。
●13番松山教宗議員(登壇) ただいま議題となりました、意見書案第8号及び意見書案第9号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきます。

森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。

全国一の森林資源を有する北海道は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っております。

道では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところであります。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要であります。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望します。

記

ゼロカーボン北海道の実現に資する

1 地球温暖化や山地災害の防止など森林の

多面的機能を持続的に発展させるため、適切な間伐や伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

- 2 森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年6月13日

北海道美唄市議会

厳しい農業情勢を打開する改正基本法と
関連法案を求める意見書

農業をめぐる情勢は、世界人口の増加等で食料不足が危惧されている一方、近年の気候変動などにより農地の損失・農業生産の減少が進んでいます。また、ウクライナや中東情勢の悪化のほか、為替円安なども相まって生産資材等価格の高止まりなどで経営が悪化し、これ以上の生産努力は限界であり、このままでは離農者が後を絶たず、生産基盤はさらに脆弱化し、食料の安定供給に対する国民の不安も高まるばかりです。

そうした中、農政の憲法とも言われる「食料・農業・農村基本法」の改正や関連法案が、厳しさを増す農業情勢を打開する施策に繋がり、担い手など多様な農業者が次年度も安心して営農が続けられ、将来の日本農業が明るくなることを強く期待しています。

このため、基本法で掲げる新たな理念のもと、昨今の世界情勢を踏まえた輸入に頼らない国内の農業生産の増大が求められるとともに、適正な価格形成においては消費者の理解醸成を前提に価格転嫁できるよう、国の関与のもと進める必要があります。また、生産基盤の維持・強化に向けた農振法の整備やスマート農業推進に係る予算確保など、生産現場の声に寄り添った施策が求められています。さらに、不測時の食料確保に当たっては、農業者等への罰則ではなく、インセンティブによって政策誘導し、官・民・農が一体となった実効性ある生産体制や備蓄の強化のほか、輸出入体制の構築などを適切に組み合わせ、平時より国民の食料供給を確保することが重要となっています。

つきましては、将来にわたり持続可能な農業の発展を図り、生産現場の厳しい経営状況を打開する改正基本法や関連法案となるよう、下記事項を要望いたします。

記

- 1 改正基本法で掲げる食料安全保障の確保が果たされるよう、国内の農業生産の増大を基本に、生産基盤の維持・強化、担い手の育成確保などの予算を拡充すること。

また、新たな基本計画の策定に当たって

は、食料自給率目標が達成されなかった経過を踏まえ、年一回の目標達成の状況調査及び公表と合わせ、未達成時の対応として具体的な施策や予算措置を講ずること。

- 2 国民への理解醸成を前提とした適正な価格形成については、生産コスト上昇分を一方的に消費者に負担させるのではなく、国も一定程度負担を担い、生産費等が反映できるよう法制化を進めること。

また、予期せぬ急激なコスト増加については、国が責任を持って農業者への対策を講じるとともに、生産コストを価格に反映しきれない恒常的な赤字に対しては、再生産可能な所得補償政策を早急に講ずること。

- 3 「食料供給困難事態対策法案」については、国が国際貿易協定での農畜産物の市場開放を進め、生産調整を手放した結果、農業者・農業者団体等が必要に応じた生産に努めてきた経過を踏まえ、今まで積み上げてきた農業者の生産努力を蔑ろにする前科を伴う罰則規定は除外し、インセンティブによって政策誘導を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年6月13日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長谷村知重君 お諮りいたします。

ただいま提案理由のありました、意見書案第4号ないし意見書案第9号の以上6件については、別にご発言も無いようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**意見書案第4号地方財政の充実・強化に関する意見書ないし意見書案第9号厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める意見書の以上6件は、原案のとおり可決**されました。

●議長谷村知重君 次に日程の第10、議案第42号令和6年度美唄市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

●市長桜井恒君(登壇) ただいま上程されました案件について、提案理由をご説明申し上げます。

議案第42号令和6年度美唄市一般会計補正予算(第3号)について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、第1条歳入歳出予算について、補正しようとするものであります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の予算総額に、それぞれ8,900万円を追加し、補正後の予算総額を195億8,999万円にしようとするものであります。

補正内容につきましては、歳出から申し上げますと、民生費に、国の「デフレ完全脱却の総合経済対策」において、低所得者支援及び定額減税を補足する給付として給付金を支給する「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業」を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する国庫支出金を補正し、財源対応をいたしました。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長谷村知重君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました、議案第42号については、大綱質疑にとどめ、後ほど設置いたします特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより、議案第42号について、大綱質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、大綱質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

議案第42号については、13人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

永森峰生議員、伊原潤司議員、
江川いつみ議員、海鉦則秀議員、
古賀崇之議員、吉岡建二郎議員、
本郷幸治議員、齋藤久美夫議員、
山上他美夫議員、森明人議員、
川上美樹議員、楠徹也議員、

松山教宗教議員

の以上13人の議員を指名いたします。

この際、予算審査特別委員会を開催のため、休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午後 2時10分 開議

●議長谷村知重君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

この際、予算審査特別委員会に付託された、議案第42号令和6年度美唄市一般会計補正予算(第3号)について、委員長報告を日程に追加いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告を日程に追加することに決定いたしました。

これより、委員長報告に入ります。

●議長谷村知重君 これより、委員長報告に入ります。

議案第42号令和6年度美唄市一般会計補正予算(第3号)について議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。

議案第42号について、齋藤予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員会委員長齋藤久美夫君（登壇） ただいま議題となりました議案第42号令和6年度美唄市一般会計補正予算(第3号)について、予算審査特別委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、6月13日、委員会を招集して審査いたしました。

結果といたしまして、議案第42号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますよう、お願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長谷村知重君 これより、議案第42号について、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第42号令和6年度美唄市一般会計補正予算(第3号)**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

●議長谷村知重君 以上をもちまして、今定例会に付託されました各案件は、全て議了いたしました。

これをもって、令和6年第2回定例会は閉会いたします。

大変ご苦勞様でした。

午後 2時12分 閉会

